かんきょうだより

第３１号

平成16年12月1日

【役場　生活環境国保係】
電話　２－３１３３

平成17年1月からスタートする「自動車リサイクル法」とは？

法の目的は？

リサイクルのネックになっていたシュレッダーダスト（自動車破砕くず）、その処理が新たな環境課題となっているフロン類、エアバッグ類のリサイクルや適正処理を推進するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定されました。

自動車の所有者がしなければならないことは？

①自動車を廃車（使用済自動車）にするときは、自治体（北海道内の場合は北海道または保健所設置市（札幌市・函館市・小樽市・旭川市））の登録を受けた引取業者に引き渡すことが必要です。

②リサイクル料金の支払いが義務づけられます。

【リサイクル料金の支払い時期】

平成 17 年１月以降、新車の場合は購入時に、今お持ちの車については車検の際に、車検を受ける前に廃車とする場合は廃車時に、支払いが必要です。支払いを証明する書類として発行されるリサイクル券は、今後の登録、車検や廃車の際に必要となりますので、車検証などと一緒に大切に保管してください。

- 新車を購入する場合 ⇒ 新車購入の際に新車ディーラー経由で支払う ⇒ 資金管理法人
- 平成 17 年 1 月の時点で既に自動車をお持ちの方 ⇒ 平成 17 年 1 月以降最初の車検時までに運輸支局等内または近傍の団体（整備事業者など）経由で支払う ⇒ 資金管理法人
- 車検を受ける前に廃車する場合 ⇒ 自治体に登録した引取業者に引き渡す際に引取業者経由で支払う ⇒ 資金管理法人

【具体的な金額は】

カーエアコンの有無やフロン類の充てん量、エアバック類の個数、シュレッダーダストの発生見込み量によって、車種ごとに料金は異なります。

具体的な料金は各自動車メーカー・輸入業者が設定し、公表しています。詳しくは各メーカー等にお問い合わせいただくか、各社ホームページなどでご確認ください。

〔リサイクル料金の一例〕

リサイクル料金（３品目）	普通乗用車	ｴｱﾊﾞｯｸ類４個、ｴｱｺﾝ有の場合	10,000 円～18,000 円程度
	軽・小型乗用車	ｴｱﾊﾞｯｸ類４個、ｴｱｺﾝ有の場合	7,000 円～16,000 円程度
	中・大型トラック	ｴｱﾊﾞｯｸ類２個、ｴｱｺﾝ有の場合	10,000 円～16,000 円程度
	大型路線・観光バス	ｴｱﾊﾞｯｸ類２個、ｴｱｺﾝ有の場合	40,000 円～65,000 円程度
資金管理料金		新車購入時に支払う場合	380 円
		車検時または廃社時に支払う場合	480 円
情報管理料金			130 円

【リサイクル料金支払い済みの中古自動車を譲渡した際の取扱いは】

リサイクル料金支払い済みの自動車を中古車として売買する際は、次の所有者から車両価格の他に、リサイクル料金相当額（３品目のリサイクル料金＋情報管理料金）を支払うことが必要です。

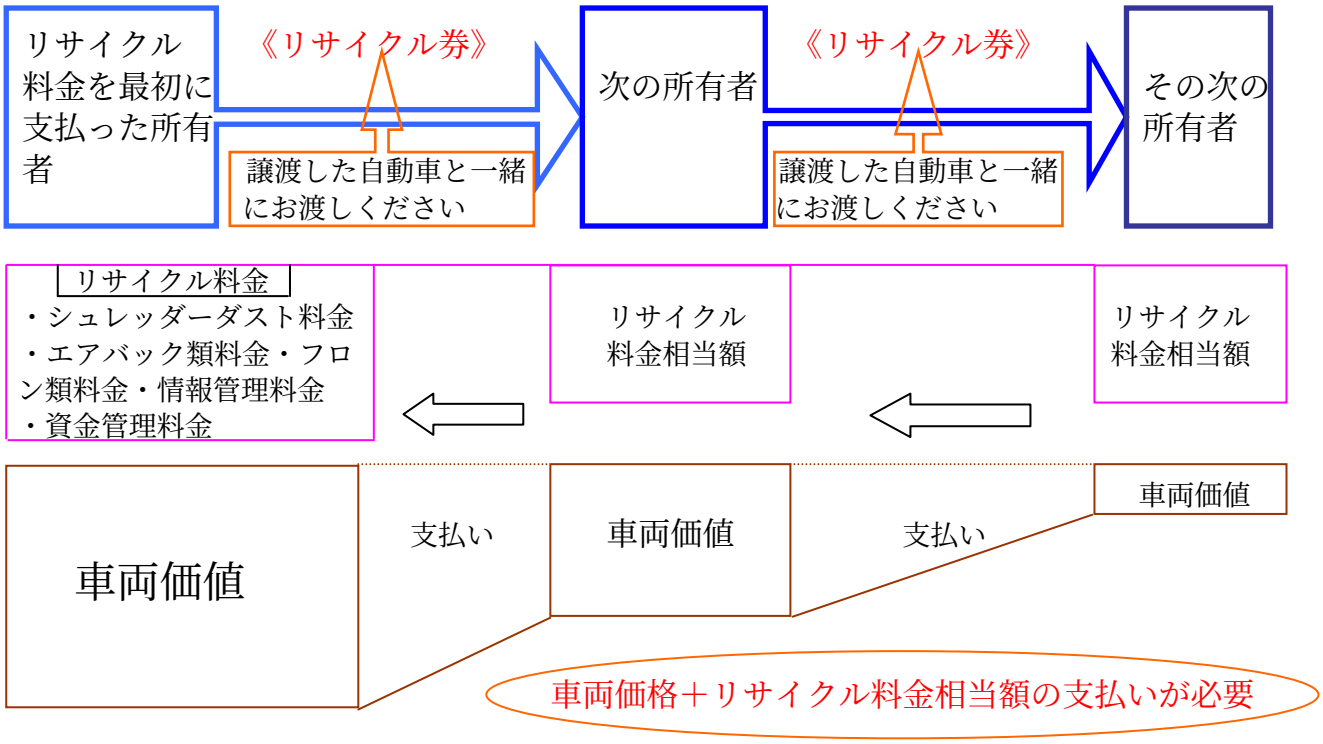

※料金支払い済みの自動車の所有者が変わった場合、前所有者にリサイクル料金相当額を支払うことで、常にその時点の所有者がその自動車の料金相当額を負担していることになります。

※資金管理料金は、支払いの直後から料金の収納や管理に必要な費用として使用されるので、最初に料金の支払いをする所有者が負担します。

※現在既に廃車になっている使用済自動車なども全てリサイクル料金の対象になります。